

災害時に支援者が 必要な方は登録申請 してください

町では高齢者世帯や障がい者世帯などの方々の中で、自然災害が発生した時に家族などの支援が受けられず、なおかつ自分で避難することができない方を対象に、災害時の避難支援を行う「洞爺湖町災害時要援護者避難支援計画」を策定いたしました。

災害時要援護者として登録をしていただき、災害発生時に事前に協力をお願いしている避難支援者の方々が、登録者への安否の確認や災害情報の伝達などを行って、避難の手助けをしていただくものです。

災害時要援護者として登録を希望する方は、健康福祉課まで申込みをしてください。登録申請のできる要件や申請の方法などは、次のとおりです。

災害時要援護者として登録申請できる方

洞爺湖町における避難支援計画

画の対象となる災害時要援護者とは、災害時において自ら避難することが困難で家族等の支援が受けられず、避難支援者などの手助けを必要とする方で、かつ支援を受けるために必要な個人情報を含め、今計画に基づく関係機関に提供することに同意した次の方とします。

- (1) 身体障がい者
- (2) 精神障がい者
- (3) 知的障がい者
- (4) 要介護認定者
- (5) 高齢者のみの世帯
- (6) 上記のほか（例：妊産婦及び乳幼児、難病者、日本語の不慣れな在住外国人など）災害発生時に避難情報の入手、避難の判断または避難行動を自ら行うことが困難な方

避難支援者とは

避難支援者とは、災害時要援護者に対して日頃の声かけや、

いざという時の安否確認、避難の手助けをお願いするものであり、できる範囲の中で支援をしていただくものです。支援活動について法的な責任や義務を負うものではありません。

登録申請方法

登録申請できる方の要件に該当し、登録を希望される方は申請が必要です。

ご希望される方は健康福祉課まで連絡ください。

該当要件を確認後、後日調査員が自宅を訪問して、申請書の書き方や詳しい身体状況などについてご家族の支援状況などについてお聞きし、申請書を提出していただきます。

なお、登録申請に際し避難支援者を選定していただきますが、基本的にはご本人が複数名の避難支援者をお願いしていただくこととなりますので、ご家族な

どと協議し選定ください。

ただし、どうしても支援者が見つからない場合は、ご本人と関係機関（者）により協議のうえ選出させていただきますが、多少の時間が必要となりますのでご理解をお願いします。

避難支援個別計画書の作成

町では提出された申請書に基づき、ご本人と関係機関の方々と協議のうえ、避難時における避難支援の内容を定めた「避難支援個別計画書」を作成します。

登録の決定・登録通知

個別計画書作成後、登録を決定し、「洞爺湖町災害時要援護者登録通知書」により本人へ災害時要援護者として登録されたことを通知します。

なお、登録後は避難支援個別計画書を避難支援者はもちろん、自治会、民生委員、消防署、役場、その他本計画に基づく関係機関で共有することとなります。

申込み・問合せ

健康福祉課（☎74-3001）まで。

町内道の駅に 電光掲示板付 自動販売機設置

電 光掲示板付き自動販売機を活用して情報を提供する

「おしらせ道ねっと」が、2月10日から道の駅あぶたと同とうや湖で開始されました。

町、北海道開発局室蘭開発建設部、北海道コカコーラボトラーズ（株）の3者が協働で、同販売機を通じて「道路情報」や「イベント情報」「地域情報」など、道路利用者への新たな情報提供手段として実施するものです。災害発生時には、自販機内の飲料を無料で提供できるシステムも兼ね備えています。



道の駅あぶたで始まるおしらせ道ねっと 点灯式